

審 査 基 準

令和3年3月5日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の13第3項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 福井県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 (許可証) 、同第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続) 、同第32条 (許可証の書換えの申請) 、同第78条 (年少射撃資格認定証の書換えの申請) 、同第79条 (年少射撃資格認定証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 5日 (書換えにあつては3日)
申 請 先 : 申請者の住所地を管轄する警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話0776-22-2880 (内線3210)
備 考 :